

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【会社名】	株式会社フコク
【英訳名】	Fukoku Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大城 郁男
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員CFO 松岡 善右
【本店の所在の場所】	埼玉県上尾市菅谷三丁目105番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大城郁男及び当社最高財務責任者松岡善右は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社15社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、上記以外の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結会社間取引消去後の売上高を基本的な指標として、上位から概ね2/3に達する5社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。なお、連結子会社である上海フコク有限公司において2024年11月に不正行為が判明したことを受け、当該拠点の財務報告に与える質的影響及び発生可能性を考慮し、経費支払プロセスを個別に評価範囲に含めております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

当社は、2025年3月期において、連結子会社である上海フコク有限公司（以下、「当該子会社」という。）の出納事務担当者である従業員（以下、「当該従業員」という。）による過年度からの当該子会社の預金・現金の不正出金と着服、及びその偽装工作としての虚偽の支払費用の計上があったことを認識いたしました。その結果、財務報告に係る内部統制は有効ではなく、開示すべき重要な不備が存在すると評価いたしました。不備の内容は以下のとおりです。

（1）当該子会社の全社的な内部統制における開示すべき重要な不備

- ・ 董事会を中心としたガバナンスの形骸化
- ・ 人材配置における管理面、内部統制面の脆弱性
- ・ 不正リスクの評価及びコントロールに関する確認の不足
- ・ 日常的な業務プロセスの点検、モニタリングの不足
- ・ 不正リスク、業務プロセスに関する内部監査等の独立的評価の不備

(2) 当該子会社の決算・財務報告プロセス(支払プロセスを含む)における開示すべき重要な不備

- ・ 経理に関する規程や関連手続きにおけるリスクの評価と認識の不足
- ・ 経理部門の人員配置及び業務分掌におけるリスクの評価と認識の不足

(3) 当社の全社的な内部統制における開示すべき重要な不備

- ・ 内部統制に関する方針のグループ内への浸透及び体制構築の不足
- ・ 管理機能、内部統制機能の観点からの人材配置の充分性に関する検討の不足
- ・ 子会社で発生する不正に対するリスク評価の不足
- ・ 子会社に対するモニタリングや内部監査の手続きの不足

当社は、2026年3月期中においては、開示すべき重要な不備を是正するために、以下の取り組みを実施いたしました。

(是正措置の内容及び是正状況)

(1) 当該子会社の管理体制の立て直し

経理プロセスにおける内部統制の確立

当該子会社における小口現金及び小切手帳の廃止、印鑑の管理及び使用に関する業務プロセスの明確化、経費等支払及び記帳における牽制及び業務分担の体制確立、規程等への落とし込み及び当該子会社内での周知徹底、当該子会社総経理による業務プロセス全般に対するモニタリングの実施を図り、是正措置が完了した。

人事面でのリスクマネジメント

当該子会社における出納事務及び原価計算業務の兼務解消、牽制・ダブルチェックの有効性の担保に関わる支払承認者の変更を図り、是正措置が完了した。

不正リスク・内部統制の重要性についての教育及び研修の実施

当該子会社管理者に対する内部統制における不正リスクに関する定期的な研修を実施し、是正措置が完了した。

中国会社法上のガバナンス体制の強化

当該子会社董事会の管理・監督機能強化、再発防止責任者としての当該子会社総経理による董事会への再発防止の実施状況の報告、当該子会社董事・監事による再発防止の実施状況のモニタリング、当該子会社董事・監事による当社経営陣への再発防止実施状況についての報告を通じ、是正措置が完了した。

(2) 当該子会社における再発防止策の策定及び実施の支援・モニタリング

当社管理部門及び内部監査室による四半期毎の現地支援・モニタリングを実施し、是正措置が完了した。

(3) グループ全体のガバナンス体制の改善・強化

子会社ごとの細やかなリスク評価

内部監査室による子会社の内部統制に関わる書面調査の実施を図り、是正措置が完了した。

内部統制状況の現地検証による牽制

各子会社のリスク評価を踏まえた優先順位付け及び現地検証を実施することで、是正措置が完了した。

財務部及び経営戦略室が行う財務資料分析の深化・高度化

財務部及び経営戦略室が実施している各子会社の決算に係る増減分析及び予実分析において、分析ツールを導入しツールを活用して分析の実施を図っていくこととし、是正措置が完了した。

内部統制の確立のための関係部署による支援

内部統制強化委員会による適切な内部統制上のコントロールを経理プロセスに組み込むための標準的な方法論等を示したマネジメントブックを作成し周知・運用していくことで、是正措置が完了した。

子会社人事へのリスク評価の反映

当該子会社の他に、現時点で懸念が認められる子会社はないことを確認しているが、今後、懸念が認められる子会社に対して、内部統制業務についての知見を持つ当社人材の派遣を行うこととし、是正措置が完了した。

当社から海外拠点に派遣するマネジメント人材に対する研修・教育の充実

当社から海外拠点に派遣するマネジメント人材に対する内部監査室によるコンプライアンス意識醸成のため、及び経営戦略室・財務部による財務知識の教育のための海外赴任前研修の充実を図り、是正措置が完了した。

中間的な統括管理組織（エリア本部等）の活用

当該子会社を統括する子会社に対する当社人材の派遣を完了し、各地域に応じた統括管理体制の確立を検討した結果、本社からの直接関与がより有効であると判断し、実施していくこととし、是正措置が完了した。

上述の是正措置を講じ、その結果、当事業年度末日において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。